

2020年6月25日

各 位

会 社 名 玉井商船株式会社 代表者名 代表取締役社長 佐野 展雄 (東証第二部・コード 9127) 問合せ先 常務取締役 木原 豊 (TEL 03-5439-0260)

借入金の返済期限の延長に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の子会社 T.S. Central Shipping Co., Ltd. (本社リベリア) の金融機関からの借入金についての返済期限延長を決議しましたのでお知らせいたします。

1. 返済期限の延長の経緯

当社グループは、2020年3月期決算において、一部の借入金における財務制限条項に抵触いたしました。また、当社グループの事業に重要な影響を与える海運市況の低迷により手元流動性が低下し、有利子負債が手元資金及び営業キャッシュ・フローに比して高水準な状態が続いております。

このような状況下、財務制限条項につきましては、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて同意を得ておりますが、手元流動性の低下については足元の海運市況の低迷が長引くと想定され改善が難しい状況となっため、金融機関に対して T. S. Central Shipping Co., Ltd. の一部借入金の元本返済の猶予を要請いたしました。当該要請について、金融機関からの承諾を得ており、2020年7月及び9月に「変更合意書」を締結する予定であります。なお、借入利率等の借入条件についての変更はございません。

2. 返済期限の延長の概要

■借入先の名称

株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱 UFJ 銀行株式会社みずほ銀行、株式会社みなと銀行

■内容

(1) 約定返済分の元本: 734,610 千円

当初返済期限 : 2020 年 7 月 27 日 延長後返済期限 : 2021 年 7 月 26 日 (2) 約定返済分の元本: 118,576 千円

当初返済期限 : 2020 年 9 月 ~ 2021 年 6 月

延長後返済期限 : 2022 年 9 月 26 日

(3) 約定返済分の元本: 144,388 千円

当初返済期限 : 2020 年 9 月 ~ 2021 年 6 月

延長後返済期限 : 2023 年 6 月 26 日

約定返済分の元本: 7,620 千円 当初返済期限 : 2020 年9月

延長後返済期限 : 2021 年 9 月 27 日

約定返済分の元本: 5,842 千円 当初返済期限 : 2020 年 12 月

延長後返済期限 : 2021 年 12 月 27 日

(4) 約定返済分の元本: 99,084 千円

当初返済期限 : 2020 年 9 月 ~ 2021 年 6 月

延長後返済期限 : 2024 年 6 月 25 日

約定返済分の元本: 51,172 千円

当初返済期限 : 2020 年 9 月 ~ 2021 年 6 月

延長後返済期限 : 2023 年 3 月 27 日

(5) 約定返済分の元本: 192,720 千円

当初返済期限 : 2020 年 9 月 ~ 2021 年 6 月

延長後返済期限 : 2029 年 6 月 29 日

3. 今後の見通し

当該返済期限の延長が業績に及ぼす影響は軽微であります。